



秋田県公報

目次	ページ
告示	
結核予防法による医療機関の指定(一〇六〇・大仙保健所)	1
道路区域の変更(一〇六一・道路課)	1
道路の供用開始(一〇六二・道路課)	2
公告	
県営土地改良事業の換地処分(山本地域振興局農林部)	2
共同施行等土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(仙北地域振興局農林部)	2
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件	2

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名		区 区		間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧				B	A			
秋田八郎潟線	秋田八郎潟線				B	A			
					B	A			
					B	A			
					B	A			

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

告 示

秋田県告示第六十号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十七年十二月二十日
 秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
たかなし薬局	大仙市高梨字田茂木八十九番地	平成十七年十月十二日

秋田県告示第六十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十七年十二月二十日
 秋田県知事 寺田典城

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十七年十二月二十日から平成十八年一月六日まで

秋田県告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十七年十二月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	秋田八郎潟線	秋田市山内字小田四〇番四地先から字小田一九六番一地先まで

二 供用開始の期日 平成十七年十二月二十日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十七年十二月二十日から平成十八年一月六日まで

公 告

平成十七年十二月十三日県営土地改良事業（松山第一地区県営担い手育成基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十二月二十日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、坂繋地区土地改良事業協同施行委員会からなされた土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年十二月二十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（坂繋地区県単小規模土地改良事業）計画書及び規約の写し
- 二 縦覧期間 平成十七年十二月二十一日から平成十八年一月二十五日まで
- 三 縦覧場所 大仙市役所西仙北総合支所

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十二月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
小型除雪機（一・三メートル級） 一台
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十八年三月二十四日（金）
- (四) 納入場所
秋田県平鹿地域振興局建設部

二 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）
入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を除き、平成十七年十二月二十日（火）から平成十八年一月六日（金）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

- 平成十八年一月十三日（金）午前十時四十五分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百

六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年十二月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

除雪グレーダ(四メートル級) 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十八年三月二十四日(金)

(四) 納入場所

秋田県雄勝地域振興局建設部

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年十二月二十日(火)から平成十八年一月六日(金)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十八年一月十三日(金)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄